

○ 大規模サイバー攻撃事態等発生時における対処要領について（通達）

日付 令和2年4月1日
番号 警察庁丙備企発第127号、丙企発第29号、丙生企発第43号、丙刑企発第29号、
丙交企発第38号、丙情企発第31号
発信元 警察庁警備局長、警察庁長官官房長、警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長、警察庁交通局長、警察庁情報通信局長
あて先 庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長、
各都道府県警察の長

【概要】

警察において、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じる恐れのあるサイバー攻撃事態若しくはその可能性のある事態又は社会的反響の大きなサイバー事象若しくはその発生につながるおそれのある事象を認知した場合の対処について必要な事項を定めたもの。